## ○香川県警察における情報セキュリティに関する訓令

平成19年8月30日 警察本部訓令第24号

改正 平成26年3月11日本部訓令第5号、平成30年6月1日本部訓令第6号

香川県警察における警察情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

香川県警察における情報セキュリティに関する訓令

香川県警察における情報セキュリティポリシーに関する訓令(平成13年香川県警察本部訓令 第30号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、香川県警察情報システム等及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって香川県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用で きることをいう。
  - (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
  - (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
  - (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
  - (5) 情報システム ハードウェア及びソフトウェアから構成されるシステムであって情報の処理又は通信の用に供するものをいう。
  - (6) 香川県警察情報システム 香川県警察が設置する情報システムをいう。
  - (7) 香川県警察情報システム等 香川県警察情報システム、警察庁が香川県警察に設置する情報システム及びその他香川県警察に設置された情報システムをいう。
  - (8) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
    - ア 香川県警察情報システム等に記録された情報(書面に記載された情報であってその内容が香川県警察情報システム等に入力されたものを含む。)
    - イ 香川県警察情報システム等から出力された情報
    - ウ 香川県警察情報システム等以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって香川県警察職員(以下「職員」という。)が職務上取り扱うもの
    - エ 香川県警察情報システム等の設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

- 第3条 香川県警察本部に、情報セキュリティ管理者を置き、香川県警察本部警務部長の職にある者をもって充てる。
- 2 情報セキュリティ管理者は、香川県警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキ

ュリティに関する事項を統括するとともに、香川県警察情報システム等及び管理対象情報に 係る情報セキュリティを維持するための指導に関する事務を行う。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第4条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの 分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、香川県警察情報システム等及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ監査)

- 第6条 情報セキュリティ管理者は、指名する職員に香川県警察情報システム等及び管理対象 情報に係る情報セキュリティに関する監査を実施させ、これを統括するものとする。
- 2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目的事項)

第7条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月11日本部訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月1日本部訓令第6号)

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。